

議題4 **保育園から認定こども園に移行する保育園について**

平成28年4月より、児童福祉法第24条に規定する保育所から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園に移行する施設が2施設あります。

下記施設について新潟県の審査会で承認された旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

【保育所型認定こども園 野の百合保育園】

	変更前	変更後
設置・運営主体	社会福祉法人	野の百合福祉会
代表者氏名	理事長	福永祐三
施設名	野の百合保育園	保育所型認定こども園 野の百合保育園
認可定員	2号認定：64名 3号認定：36名 計100名	1号認定：5名 2号認定：61名 3号認定：54名 計120名
利用定員	100名	105名
設置場所	南魚沼市六日町1225-1	
変更年月日	平成28年4月1日	
特別保育事業	①一時預かり ②地域子育て支援拠点 ③延長保育(7:00~19:00) ④病後児保育 ④未満児保育 ⑤障がい児保育	同左

【保育所型認定こども園 わかば保育園】

	変更前	変更後
設置・運営主体	社会福祉法人 若葉会	
代表者氏名	理事長 角谷正雄	
施設名	わかば保育園	保育所型認定こども園 わかば保育園 ※分園は、小規模保育施設へ
認可定員	2号認定：20名 3号認定：40名 計60名	1号認定：15名 2号認定：45名 3号認定：45名 計105名
利用定員	60名	85名
設置場所	南魚沼市塩沢 605-2 南魚沼市塩沢 1329-12	南魚沼市塩沢 605-2
変更年月日	平成28年4月1日	
特別保育事業	①一時預かり ②地域子育て支援拠点 ③延長保育(7:00～19:00) ④病後児保育 ④未満児保育 ⑤障がい児保育	同左